

「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和 7 年 12 月改訂）に基づき、文部科学省に対して、児童生徒の自殺事案に関する背景調査の結果報告をお願いするものです。

事 務 連 絡
令和 7 年 1 2 月 2 6 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく
背景調査の結果に関する国への報告について（依頼）

「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査指針について（通知）」（令和 7 年 12 月 26 日付け 7 文科初第 1944 号文部科学省初等中等教育局長通知）において周知したとおり、今般、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（以下「新指針」という。）に改訂いたしました。

新指針においては、基本調査の様式を作成し、詳細調査における標準的な調査項目等を明記するとともに、文部科学省及びこども家庭庁における子供の自殺に係る実態の把握等のため、調査結果について文部科学省に共有すること等を記載しています。これを受け、文部科学省に対して、下記のとおり、令和 8 年 2 月 1 日以降に発生した児童生徒の自殺事案に関する背景調査の結果報告をお願いいたします。

本件について、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して周知いただくとともに、適切な対応がなされるよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 文部科学省への提出について

児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が生じた場合、以下の【提出内容】 i)、ii) 及び iii) に関して、メール (s-houkoku@mext.go.jp) 宛てに提出をお願いします。

【対象となる学校種】

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校（定時制・通信制含む）、特別支援学校

【提出内容】

- i) 基本調査結果（様式2）
- ii) 詳細調査結果（調査報告書本体）
- iii) いじめが背景に疑われる自殺事案についてのいじめの重大事態調査結果（重大事態調査報告書本体）

【提出時のファイル名及び件名】

- i) 基本調査結果（様式2）

様式2を提出する際のファイル名、件名は、以下とするようにお願いします。

「様式2_国公立の別_学校種_報告した自治体名（国公立大学法人の場合は法人名）_子供の自殺に係る要因分析・研究に活用することへの同意の有無（※1）_遺族の詳細調査実施に関する意向確認結果（※2）」

（例）

「様式2_国立_中学校_国立大学法人〇〇大学_同意あり_移行希望あり」

「様式2_公立_小学校_〇〇県教育委員会_同意あり_設置者判断への同意あり」

「様式2_私立_中学校_〇〇県_同意あり_移行希望なし」

「様式2_公立_義務教育学校_〇〇県教育委員会_同意なし_未定」

- ii) 詳細調査結果（調査報告書本体）

詳細調査報告書を提出する際、ファイル名、件名は、以下とするようにお願いします。

「詳細調査報告書_国公立の別_学校種_文部科学省への報告した自治体名（国公立大学法人の場合は法人名）_子供の自殺に係る要因分析・研究に活用することへの同意の有無（※1）」

（例）

「詳細調査報告書_国立_中学校_国立大学法人〇〇大学_同意あり」

「詳細調査報告書_公立_小学校_〇〇県教育委員会_同意あり」

「詳細調査報告書_私立_高等学校_〇〇県_同意なし」

iii) いじめが背景に疑われる自殺事案についてのいじめの重大事態調査結果
(重大事態調査報告書本体)

いじめの重大事態調査の報告書を提出する際、ファイル名、件名は、以下
とするようにお願いします。

「いじめの重大事態調査報告書_国公立の別_学校種_文部科学省への報
告した自治体名(国立大学法人の場合は法人名)_子供の自殺に係る要因分
析・研究に活用することへの同意の有無(※1)」

(例)

「いじめの重大事態調査報告書_国立_中学校_国立大学法人〇〇大学_同意あり」

「いじめの重大事態調査報告書_公立_小学校_〇〇県教育委員会_同意あり」

「いじめの重大事態調査報告書_私立_高等学校_〇〇県_同意なし」

※1 様式2、詳細調査報告書及びいじめの重大事態調査報告書(以下「様式・報告書」という。)を文部科学省及びこども家庭庁における子供の自殺に係る要因分析・研究にも活用することに遺族から同意を得ている場合は「同意あり」／得ていない場合は「同意なし」と記載すること。

※2 様式3の「2 詳細調査実施に関する意向確認」において、遺族から「詳細調査へ移行してほしい」と回答があった場合は「移行希望あり」／「詳細調査実施の有無に係る学校の設置者の判断に同意する」と回答があった場合は「設置者判断への同意あり」／「詳細調査へ移行してほしくない」と回答があった場合は「移行希望なし」／「現時点で回答することは難しい」と回答があった場合は、「未定」と記載すること

(提出に当たっての留意点)

- ① i)、ii) 及びiii) を提出する際は、児童生徒や関係者等特定の個人の氏名は黒塗りにした形で提出をお願いします(文部科学省からこども家庭庁に提供します。)
- ② 上記※1について、新指針は、文部科学省及びこども家庭庁において、基本調査や詳細調査等の結果を子供の自殺に係る要因分析・研究にも活用することについて、様式2や報告書等を示しつつ、各調査の実施後、遺族の同意を得ておくこととしています。

この点、様式2の活用に関しては、様式3「詳細調査等に係る意向確認書」において「4 文部科学省及びこども家庭庁が実施する子供の自殺に係る要因分析・研究への活用に関する同意」のチェック欄を設けておりますので、様式2を提出する際に、改めて様式3の4の記入状況を確認した

上で提出をお願いします。

- ③ 上記※2について、新指針は、様式3を活用して詳細調査に関する遺族の意向を確認することとしているところ、②で様式3の4の記入状況を確認することと合わせて、様式3の2の記入状況も確認し、詳細調査に関する遺族の要望が聴取されているかの確認をした上で、様式2の提出をお願いします。
- ④ 令和8年2月1日以降に発生した、自殺又は自殺が疑われる死亡事案に関する様式・報告書を文部科学省へ提出する際、公立学校にあっては、都道府県教育委員会が、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会の管下の学校を含む管下の学校についての様式・報告書を提出するようお願いいたします。また、指定都市教育委員会は、管下の学校についての様式・報告書の提出をお願いいたします。

私立学校にあっては、都道府県私立学校主管課が、所轄の学校についての様式・報告書の提出をお願いいたします。

各国公立大学附属学校にあっては、各国公立大学法人担当課が、設置する附属学校についての様式・報告書の提出をお願いいたします。

株立学校にあっては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課が、学校設置会社の設置する学校についての様式・報告書の提出をお願いいたします。

なお、提出いただいた様式・報告書に関する確認事項がある場合、文部科学省からは、原則として、上述の都道府県教育委員会等（都道府県・指定都市教育委員会、都道府県私立学校主管部課、附属学校を置く各国公立大学法人担当課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課）に対して連絡を行いますので、予め御了承ください。

2. 保有個人情報及び行政文書の取扱いについて

本依頼により提出を求める様式・報告書は、国における子供の自殺に係る実態の把握、子供の自殺に係る要因分析・研究に活用（要因分析・研究については、要因分析・研究に活用することについて遺族の同意があるもののみを活用）させていただくためのものであり、これら以外の用途に用いることはありません。また、個別の様式・報告書について評価を行うものでもありません。

文部科学省に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づく保有個人情報の開示請求があった場合には、個人情報保護法に基づいた対応を行いますので、予めご了承ください。また、文部科学省に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づく行政文書の開示請求があった場合には、情報公開

法に基づいた対応を行いますので、予め御了承ください。

3. その他

児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が発生した場合には、事実関係を迅速に把握する必要があることから、「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について」（令和5年3月10日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡）により、引き続き、「児童生徒の事件等報告書」を提出していただき、事案の報告・相談をお願いいたします。

問合せ先

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

Email s-sidou@mext.go.jp

TEL 03-6734-3298（直通）